

【別紙 収入基準】

「経済的理由により極めて修学困難である者」の対象者

- ①生活保護を受けている世帯に属している者、又は、高等学校卒業まで同一世帯であって、現在も生活保護の受給世帯である家族がいる者
- ②生活保護受給世帯に準じる程度の収入と認められる世帯に属している者

※②の場合の認定について

- ・生活保護法で定められた生活保護基準額を参酌した認定基準額を元に審査します。
- ・世帯総所得額が町の定める認定基準額以下であれば認定となります。
- ・認定基準を満たしているかという事前確認の問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

(認定の計算方法)

世帯総所得額が、認定基準額以下であること。

認定基準額 \geq 世帯総所得額 (個人ごとに算出した所得の世帯の合計)

(世帯総所得額とは)

世帯総所得額は、以下の計算式で個人ごとに算出した所得の世帯の合計です。

＝総所得金額(a)－社会保険料控除－生命保険料控除(住民税)－地震保険料控除(住民税)

a：給与所得の場合は「給与所得控除後の金額」。事業所得者の場合は、収入総額から必要経費を差し引いた後の金額のことです。

(認定基準額の目安)

認定基準額は、家族構成、年齢などにより各家庭によって異なります。下記の表はあくまで申請にあたっての目安としてお考えください。

世帯の状況によっては、世帯の収入額の目安を超えていても認定基準額を以下となる場合もありますので、ご注意ください。

世帯人数	家族構成	世帯の所得の合計
2人	母、大学生1人	180万円
3人	父、母、大学生1人	240万円
4人	父、母、大学生1人、高校生1人	290万円
5人	父、母、大学生1人、高校生1人、中学生1人	340万円
6人	父、母、大学生1人、高校生1人、祖父、祖母	370万円